五六〇一・二二	人造繊維製のもの	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・二二項から第五二・二三項までの各項、第五三・一一項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇八項から第五四・一一項までの各項又は第五五・一項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								
五六〇一・二九	その他のもの	CC								
五六〇一・三〇	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・二二項から第五二・二三項までの各項、第五三・一一項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇八項から第五四・一一項までの各項又は第五五・一項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・二二項から第五二・二三項までの各項、第五三・一一項から第五三・一三項までの各項、第五四・〇八項から第五四・一一項までの各項又は第五五・一項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								
五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）									
	人造繊維の長繊維製のもの									
五六〇三・一一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの	CC（第五五・〇八項からの材料からの変更を除く。）								
五六〇三・一二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの	CC（第五五・〇八項からの第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								
五六〇三・一三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの	CC（第五五・〇八項からの第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								
五六〇三・一四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	CC（第五五・〇八項からの第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								
	その他のもの									
五六〇三・九一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの	CC（第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								

五六〇三・九二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの	CC又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され、かつ、完全には仕上げられたものであること。								
五六〇三・九三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの	CC又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され、若しくは完全には仕上げられたものであること。								
五六〇三・九四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	CC（第五五・〇八項からの第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）								
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	(9)								
五六〇五・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	(9)								
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シニールヤーン、フロックシェニールヤーン及びループウェールヤーン	(9)								
五六・〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。）（プラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	(9)								
五六・〇八	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	(9)								
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	(9)								
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物									
五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	(10)								
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	(10)								
五七・〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）									
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	CC								
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	(10)								
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの	(10)								
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	(10)								